

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

主管課 行政経営課

政策の柱	Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	取組の基本方向	「市民の相互理解と共生のこころを育む」ため、市民一人ひとりがあらゆる人権を守るための「かけがえない個人の尊重」、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくための「男女共同参画の推進」、在住外国人が地域社会において安心して日常生活を送ることのできる「多文化共生の地域づくり」に、重点的に取り組みます。
政策名	3 市民の相互理解と共生のこころを育む	政策目標	市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「男女共同参画社会基本法」「地域における多文化共生推進プラン」により、人権が尊重される社会や男女共同参画、多文化共生の社会づくりの実現に向けた取組を行っている。 また、栃木県においても、「栃木県人権施策推進基本計画」「とちぎ男女共同参画プラン」「とちぎ国際化推進プラン」を策定し、人権教育や人権啓発、相談、交流事業などの継続的な取組に加え、顕在化してきた新たな課題への対応を進め、ワーク・ライフ・バランスや在住外国人と日本人の相互理解、人権に対する市民意識の向上などの各種施策に市町と連携を図りながら取り組んでいる。	② 構成する施策に関する市民意識調査結果		③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)
	外部意見その他	市議会においても、暴力や虐待など人権に関する質問や、男女共同参画意識の醸成に関する質問のほか、在住外国人が住みやすいまちづくりなど、多文化共生の地域づくりの重要性などが指摘されている。 また、審議会においても、性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発等についての意見が出されているなど、市民の相互理解や共生の心をはぐくむことに対する行政の積極的な取組が求められている。				指標① (総合計画に基づく指標)	市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、社会生活を送っていると感じている市民の割合	32.8%	28.7%	27.2%			45.0%
					指標②								
					指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	DVや虐待など人権に関する潜在的な課題に対し積極的に取り組んでいる。また、ファザーリング事業の実施により、市民団体が新たに父親の子育て参画支援の活動を始めたり、在住外国人を支援する民間ボランティアの会員数が増加するなど、市民の活動が活発化してきている。	⑤ 今後の取組方針	総論	市民の相互理解と共生のこころを育むためには、市民生活のあらゆる場面における意識啓発や、各分野の特性に応じたきめ細やかな対応が必要であることから、現在各分野において策定されている指針や計画に基づく事業を積極的に推進すると同時に、常に社会情勢の変化に応じた適切な課題把握に努め、効果的な事業を実施するための不断の見直しを図りながら、一層の施策推進に取り組む。
	改善の必要な点	各施策の重要度は異なるが、満足度については、いずれも中位以下であり、指標の達成度も基準年と比較して低位である。本政策については、支援者や団体の主体的な活動が重要であり、様々な活動が行われているが、市民の満足度と結びついていない状況であることから、各施策に共通して、啓発事業や補助事業のより一層効果的な手法の検討が必要となっている。		重点施策	本政策における各施策については、相互に関連しあう性質を持ち合わせていることから、より施策間の連携を図りながら、各施策の充実を図るとともに、施策の達成状況が比較的低い施策については、より一層積極的に取り組んでいく。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				施策の二次評価		市民の意識		
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標	進捗状況	満足度	重要度		
1	かけがえない個人の尊重	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合(%)	37.4	36.6	48.7	75.2%	総論	「宇都宮市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもや高齢者、障がい者など様々な人権の課題解決に向けて引き続き取り組むとともに、DVや児童虐待、高齢者虐待等の喫緊の課題に対し、関係機関との連携強化等により積極的に取り組む。	25.7%	83.9%
						重点事業	人権意識を一人ひとりに浸透させるため、人権擁護委員の支援や人権啓発活動事業など、幅広い市民に対して行う啓発・相談事業を引き続き実施する。相談件数が増加傾向にあるDV被害者相談支援事業については、引き続き喫緊の課題として対応していく。			
						見直し事業	DV被害者支援に係る補助事業については、より効率的・効果的な補助内容に見直しを図る。			

様式 3

2	男女共同参画の推進	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	29.9	28.0	41.1	68.1%	総論	「第2次男女共同参画行動計画」に基づき、市民啓発事業、ワーク・ライフ・バランス推進事業等をより効果的な実施により、着実に推進していく。	22.9%	66.9%
							重点事業	ワーク・ライフ・バランスを図るためには、市民生活のあらゆる場面において、啓発機会を充実することが必要であることから、啓発誌や事例集等による周知や、セミナーや座談会の開催など、市民や企業への意識啓発事業を実施する。		
							見直し事業	結婚相談事業の開始から60年が経過し、社会状況や結婚に関する市民意識が変化していることから、結婚相談事業のあり方や方向性を見直す。		
3	多文化共生の地域づくり	在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数	600	730	765	95.4%	総論	「宇都宮市国際化推進計画」を着実に推進できるよう、市民や民間団体の活動を支援するとともに、多文化共生意識の醸成や、言葉やコミュニケーションの障壁の解消などに向けた事業について、関係する様々な主体との連携・協働により取り組む。また、平和啓発は、事業の積極的なPRや効果的手法を取り入れるなど、より効果的な活動を展開し、継続的に取り組む。	18.3%	49.9%
							重点事業	多文化共生を担う市民団体の活動支援や人材の育成に貢献するため、平成21年度に開始した多文化共生ソーシャルコーディネーター育成事業及び多言語通訳登録派遣事業の周知に取り組む。		
							見直し事業	平和啓発事業（平和啓発ポスター配付）については、学校において重点的に平和教育が行われていること、他の事業によって、より効果的に平和意識啓発が図られていることから、終了する。		